○財務省・厚生労働省・農林水産省令第四号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十六条の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式一から別記様式三までを次のように改める。

別記様式一（第33条第１項関係）（法第38条第１項の規定により立入調査又は質問を行う場合）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

写

真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第38条第１項の規定による立入調査又は質問をする職員であることを証明する。

発行者

（裏）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）（抄）

（輸出証明書の発行を受けた者等に対する報告の徴収等）

第38条　主務大臣は、第５章第１節の規定の施行に必要な限度において、第15条第１項若しくは第２項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第17条第１項から第３項までの規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の事業を行う場所（以下「事業所等」と総称する。）に立ち入り、事業所等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　第15条第１項若しくは第２項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第17条第１項若しくは第２項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等が、第１項若しくは第２項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、主務大臣又は都道府県知事等は、それぞれ、自らが行った輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すことができる。

６　第17条第６項の規定は、前項の規定による適合施設の認定の取消しについて準用する。

備考

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、財務大臣、国税局長、沖縄国税事務所長若しくは税務署長、厚生労働大臣若しくは地方厚生局長又は農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長若しくは沖縄総合事務局長とする。